

桑名市多度力尾北部工業団地開発 簡易的環境影響評価書に対する 三重県環境影響評価委員会の調査審議結果（答申）

本事業は桑名市総合計画の土地利用構想において、「産業誘導ゾーン」として位置づけられており、工業用地の整備を目的に工業団地の造成を行う事業として計画されている。

本事業地の周辺では複数の事業による開発が進められてきており、累積的な環境影響が懸念される。

このため、施設供用時の発生車両に伴う大気質や騒音・振動の影響については、周辺の環境影響評価図書等の公開情報を収集し、その結果を踏まえた評価がなされている。

一方、桑名市指定天然記念物であるヒメタイコウチの生息環境の消失については十分な配慮がなされているとは言えず、累積的な環境影響を踏まえた予測及び評価を行い、その結果に応じて事業計画を見直すとともに適切な環境保全措置を講じることが必要である。

これらのことを踏まえ、本事業の実施にあたっては、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を措置報告書に記載すること。

（総括事項）

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
- 2 今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した措置報告書を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

（個別的事項）

1 騒音及び振動

工事の実施及び施設の供用に伴う周辺道路の交通量の増加等により、騒音及び振動が増大するおそれがあることから、地域住民の生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、地域住民から苦情がある場合など、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。

2 水質

- (1) 施設の供用に伴う施設排水により、下流に位置する肱江川の汚濁負荷が増大し環境基準を満足しないおそれがあることから、追加の環境保全措置を検討し、措置報告書に記載すること。
- (2) 調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じてしゅんせつを行う等、適切に管理すること。

3 地形及び地質

準対象事業実施区域は、市指定天然記念物である力尾地区嘉例川火山灰層の延長となる地層が露出する可能性があるため、環境保全措置を検討し、措置報告書に記載すること。

4 陸生動物、陸生植物

- (1) 準対象事業実施区域は、桑名市指定天然記念物及び三重県指定希少野生動物種であるヒメタイコウチの生息が予め確認されている地域であり、本事業の影響により生息環境の消失が予測されている。また、周辺においても複数の開発が進行し、多くの生息環境が累積的に消失することが懸念されていることから、準対象事業実施区域内の主要なヒメタイコウチの生息地を可能な限り残置し、本事業による影響を回避又は低減すること。
- (2) ヒメタイコウチを代替生息地に移殖する場合は、当該代替生息地が長期にわたり確実に維持されるよう、必要な措置を講じること。
- (3) 環境保全措置として植物の移植を実施する場合は、開花期等の生態を考慮したうえで適切な時期に個体を確認し、適切な方法で実施すること。
- (4) 準対象事業実施区域内において、工事の実施までに新たに重要種が確認された場合は、生息・生育環境の保全について検討すること。

5 水生生物

準対象事業実施区域の周辺で確認されたシマヒレヨシノボリについて、三重県絶滅危惧 IA 類であるトウカイヨシノボリの可能性があるため、確認を行い、その結果に応じた環境保全措置を検討すること。

6 生態系

里山環境の生態系について、陸域と水域の双方を利用する種を含めた予測・評価を行うこと。